

えるのかという御疑問だらうと思ひますが、これは先般勤勞所得税について少し詳しく申し上げましたように、ふえる分は上にのつて来るのでございまして、もうすでに控除をいたしてありますので、控除前の所得金額が七・四〇ふえたと、課税所得は相当額がふえて来る。従ひまして決して私が恣意的に計算したしておるわけではありませんが、今の二つを元にしまして正確に計算しますと、今度の予算で見積りましたような数字になる、こういう事情でございます。

○吉田(正)委員 ただいまの御説明ですと、物価の方も相当上つた結果というところになつておるのですが、私のところ集まつてゐる資料によりますと、米の値段も上つたでしようし、その他農産物が上つてゐるわけなんですけれども、しかしそれも上ると同時に、その生産資材たる肥料その他が非常に上つてゐるのです。従つて仕入れの方を考へてみますと、かえつて農家の生活は苦しくなつてゐるのではないかと。实例を申し上げますと、私の郷里なんかは、今度昭和二十七年のやうな方におきましては、収入が多かつたというので、頭からよけいぶつかけてゐる税務署が非常に多いのです。そのために税率は下つたのだけれども、事實上は増税になつたのだ。苛徴請求の一つの現われだ。表面は税率は大分下つて来たのだが、現実にはよけい納めてゐる。そのよけい納めてゐる理由としては、あなたがあげられてゐるところの生産増の問題と物価の問題、これは一応納得ができるのですけれども、農家の純所得の面につきまして、私のところ集まつてゐる材料を見ますと、

逆に非常に苦しくなつてゐるのではなからうか。その点につきまして、たとえば税務署の方でつくつたものを材料にしてゐるのですが、収入金額につきまして、なるほど——たとえば山形の例を引きますと、収入金額は上つてゐるのです。これは生産と物価と両方を加えたものなんです。これは山形、茨城、東京、富山、広島、徳島と調べたのがあるのですが、それを見ますと、山形でもやはり七・四〇は収入が上つてゐる。それから茨城で見ますと一〇・〇〇も上つてゐるというところ、確かに上つてゐるのです。しかしそれに対して、肥料代とか、雇人の費用とか、農具代とか、その他牛馬費なんかいろいろ加へますと、純所得というものは、現実にはみな下つてゐるのです。それが、必要経費の方は農林省の方の統計を材料にしてゐるのです。そうして収入の方は税務署みずからがこれだけだといふふうにつくつたものなんです。それが、それで見ますと、所得は前年度に比べて二十億もふえてゐるということになつてゐるが、事實上農家所得というものはみんな一〇・〇〇、ひどいところは富山あたりは七・五〇も減つてゐるのです。ところが事実上は税額が減つてゐないといふことになつてゐるのです。そういう点に対して、大蔵省の統計はどこから出てゐるのか、もう一ぺん詳しくお願ひしたい。

○平田政府委員 結局私が今申し上げましたようなことを、また別な角度から申しますと、生産費も若干上つてゐるかも知れないが、上り方は米価の、つまり農産物の上り方と大体同じと申しますか、それと著しく違ふかどうかという問題だらうと思ふのでございま

す。同じくらいに上つてゐると思ひます。同じく、今の計算方法でいい。それから数量の方におきましてふえてゐるが、肥料をよけいにやつたかどうか。それにもまた關係して来るのだらうと思ふのでございまして、同量の費用をかけたものでございまして、天候の条件等でもふえてゐるということでありまして、ちよつと税率は高くなる。しかし数量を三〇・〇〇ふやすために、非常に肥料なんかの投入量はそれ以上多くないといふことではございまして、これまた今御指摘のようなことになるかも知れません。しかしそのような事情を予算におきまして一々ここでこまかく調べましてきめるといふことは、ちよつと至難なわざでございまして、予算といふたしましては、大体におきまして生産もふえ、物価も上り、それに應じましてそれだけの割合で所得もふえる。通常ならばそれでございまして、そういう事情で今までもつと見積つて来ておるわけではございまして、但し個々の課税におきましては、これはそんなラフな方法でやるべきでない。御指摘の通り、地方の実情に應じて、よけいに肥料を加えたために増産した人は、それだけ肥料の分をよけい見なければならぬ。それから生産費の一部の値段が非常によけい上つてゐる場合におきましては、それはもちろん算定をしなければならぬ。それは個々の農家につきまして、青色申告書の場合ならば厳密にできるわけではございまして、そうでない場合におきましては、御承知の通り所得の標準率といふものを大体つくつておきますが、この標準率をつくります際におきまして、ある程度サンプル調査はいたすわけではございま

す。それをもとにいたしまして精密な所得を計算いたしまして、それで米ならば収入金大体この地方は幾ら、それに対して、場合にによりましては人によつてある程度の差をつけて、できるだけ実態に即応するようになつて、こういう趣旨で運用することにして参るといふことになるのでございまして。従ひまして、予算は全体を見ます一つの客観的な見積りでございまして、実際の個々の納税者の課税にわたりましては、納税者の実情に即するの通り、前年度は条件がよくて作物がよかつたが、これは災害を受けて収獲が減つてゐるというやうなことがございまして。北陸地方は大体そのやうなところが多しと私も聞いております。それから大田東原から北の方にかけましては、昨午が非常によかつたために、これはそれはどうふえないといふ話も、目下取調べ中でございまして、取調べの途中においてそういう話がある。それに反しまして関西以西は、昨午は災害であまりよくなかつたが、これは作物がよかつたため、所得があるいは今見積りました平均より高くなつておるところがあるかも知れない。その辺のところは、それ〴〵税務署と、あるいは国税局とによく実地を調べまして、実情に應じた課税をするといふところに行つていくものでありまして、その点特にその趣旨のことを私から申し上げまして、誤解のないやうにいたしたいと思ふ次第であります。

○吉田(正)委員 私のお伺ひしてゐるのは、統計がどこから出てゐるかという問題なんです。つまり五十億円の根拠、五十億円が予定よりどうして出たという問題につきまして、もう少し詳しく、たとえば肥料代なら肥料代をよけいやつたかもしれないとおしやるのですが、事実上肥料をよけいやればよけいとれるのです。しかしよけいとれた場合には大蔵省の統計がありまして、税務署がつくつた各地区の収入があるわけ。それに対して農機具代なんかずいぶん高くなつて来ておる。シエールの問題を検討いたしましても、前年度とかわつてゐない。むしろ苦しいやうな状態に農家経済がなつてゐる。しかし昨午より二十億もかぶせて、地方に割付けたというやうなかつたやうになつてゐるかも知れませんが、そういう見当から、税務署は一生懸命勤めといふことかどうかわかりませんが、とにかく五十億の予定よりもつと詳しくお聞きしたいのです。一般論でなしに、どうしてこういうふうに出て来たか。

○平田政府委員 理由は一番最初に申し上げました通り、予定したよりも所得が七・四〇、米価が上つたのと生産がふえたという理由でふえる。七・四〇くらいではわずかで、それだけでは出て来ないのじやないかというお話かも知れませんが、それはさつき申しましたやうに、総所得金額が二千五百二十億くらいあるのです。つまり二十六年度の全部の所得金額、それから幾ら控除しておるか申しますと、千七百四十億は基礎控除、扶養控除等で控除してゐる。元の所得の二千五百億が七・四〇ふえたと、約百八十億くらい課税所得がふえて来る。それがこ

の平均税率の上に乗つかつて来ますので、かりに二五%を適用いたしまして四十億近く出て来る。それからさつき申しました平均所得が、最初見込みました場合に比へまして、二十六年の実績が少し上つておりますので、それだけ税額が多くなる。この二つの事情からでございます。そこで七・四%が最初よりふえるという理由はどういうわけかというお話でございますので、この点を実は今申し上げたのでございまして、予算の見積りにおきまして、まだとにかく全部済んでいくわけではございません。この個々の農家についての収支調査の結果を反映いたしますことは、これはどうも今のところ実際上不可能でございますので、これはさつき申しましたように、大体生産がふえ、価格が上つたに依りまして、その限度で所得が伸びている。費用がよけいにある場合には、さつき申しましたように、個々の農家の場合はこれだけふえる人もあるかもしれない。反対に生産がふえたのは、主として天候の条件でふえているという場合は、その面から行きますと、むしろ所得率は上るかもしれない。これはいろいろ事情が結局個々の納税者ごとにあるわけでございます。これはもちろんさつき申しましたように、実際の課税におきましてはそのような事情を調べまして、適正をはからなければならぬ。決して予算額を各地に流しまして、一時誤解されましたような、目標額の設定といったようなことは現在絶対やっております。むしろそれ／＼の地方の実情に依りまして、正しい課税をすべきものだというふうに考えております。その点を誤解ないようにさつき申し上げ

げた次第でございまして、重ねて申し上げておきたいと思ふ次第であります。

○吉田(正)委員 七・四%の収入金額の増加というところはわかるのであります。しかし肥料代にしますと、昨年度よりも五割も上つておる。肥料をよけい投入したという問題よりも、その価格が上つておる。これは一般の情勢なのであります。個々の農家の問題ではない。農機具も鉄が高くなつたため、二割以上も上つておる。そういうものは一般の問題なのであります。従つて農林省の統計によりまして、必要経費というものは収入に対して非常に上つて来ておる。大蔵省の方は、必要経費についてはあまり上つてないように見えておる。収入の方だけ上つておる。

○吉田(正)委員 私の質問がおわかりにならないように思いますが、肥料をよけいやつたとか、農機具をよけい使つたというのではないのであります。二十六年度より二十七年は五割も上つておる。現実の問題では上つておるわけである。それに対して収入の方は一応七・四%上つたということになつておる。つまり値段が上つただけ並行して米の値段が上つていない。肥料の方が先によけい上つてしまつておる。そのことについて私は質問しておる。

○平田政府委員 実際の課税に当りましては、個々の農家の事情をよく調べまして、収入よりも経費が上つている場合におきましては、それは十分見るべきものだと思ふ。これはもちろん目下一生懸命それを調べておるわけでございます。来年の二月までにおきまして、その結論をつけまして申告を願うことに相なる次第でございまして。

○吉田(正)委員 とにかく農林省の統計と主税局の統計とはどういふところによりどこがあるか。よく農林省の方の統計にも準拠されまして、しつかりした資料をつくりませんか、予定より五十億もよけい入つてしまふ。入るのはいでしよければ、困るのは農家だけです。とられるのですから……。その点をぜひひとつよく徹密にやつていただきたいと思ふのです。それから結局五十億の自然増収があるというところになると、この財源を、基本の供出代金の免税の方面に向けられないかどうか。これはわれ／＼は取り過ぎたかと考へている。義務供出の財源としては十分あるじやないか、つまり義務供出の所得税免除の財源はここにだつてあるじやないかということが考へられる。実際問題として、超過供出に對して税金をかけないという方法があるとするれば、それと義務供出に對して税金をかけないという二つの政策問題がある。理論的にいへば、どつちが一体大事かといへば、義務供出に對して税金をかけないということが本質的な行き方だろふと思ふのです。超過供出に對して税金をかけないというところは、富農政策だと思ふ。そういう点に對しては、やはり基本的にはそういう財源があつて、農家から取り過ぎたという形になつて予算よりよけい入つたら、その財源に使えるのではないかと考へられます。それらの点につきましてもう一ぺん伺いたいと思ふ。

○平田政府委員 米の供出の免税につきましては、先般も申し上げた通りでございまして、もしも普通の供出の分を免税いたしますと、おそらく七、八割と申しましたが、大体計算いたしますと、やはり百三十億くらい減つてしまふだらう。そして農民の教から行きまして、非常に多くの部分が所得税を納めなくてもいいということになります。ところが農民の基本的な所得は何かと申しますと、これはもちろん普通の供出によりまして得た代金が所得の中核でございまして。従つてその中核になる所得をはずしまして課税しないといふことになりまして、農村内部におきましてもいろいろ所得税の不公平の問題を生じまして、私はおそれるべき結果を来すのではないかと実は考へておる次第でございまして。これは先ほど申し上げたと申しまして同じ理由で、所得の上の方からみな落ちて来る。従いまして

農民の課税所得といふものは、控除しますと、二万円とか三万円、五万円くらいは多い。この所得金額から基礎控除、扶養控除を引きまして残りの課税所得といふものは、義務供出の分を免税しますと、それが全部根こそぎなくなつてしまふ。従いまして、今申し上げました結果を見ることは火を見るよりも明らかでございまして、これは私どもいかに食糧政策に協力すると言つてみましても、そこまで行きまして、どうも適切じやないのじやないかというふうに考へております。超過供出の問題は、程度から行きまして、それほどの問題ではございませぬし、それからこれは食糧政策上無理に高い金を出してとにかく政府が集めよう、こういうわけでございますので、先般も申し上げましたように、そういう政策に協力する意味におきまして、課税はこれいろいろ問題があります。すくなくとも御承知の通りでございまして、大蔵省としましてはできるだけ慎重に考へしよふということ、目下検討いたしておる次第でございまして。

○吉田(正)委員 義務供出を入れて百三十億になるのですか。それははつきりした数字なんですか。

○平田政府委員 義務供出を全部除外しますと、百三十億ほど減ることははつきりしております。

○吉田(正)委員 これはこまかな統計をあとでもらいたしたいと思います。私の方ではそんなに減らないと見ておる。理由をひとつ数字でお願ひしたい。それからわれ／＼としては、どうしても米については二重価格制を考へておるわけ。結局現在の米価では引

あるいは役場、あるいは学校に勤めている月給取りがやはりおります。そういうものとの間におきまして、そのような措置を講じますと、私はやはりやつて見ましたら、どうも変だということに必ずやなると思っています。それで強く申し上げたのでございますが、なかなか重大な問題でありまして、超過供出の免税問題なんか比べますと、非常なけた違いの大きな問題だと実は私も考えておる次第でございます。そこで先般申し上げましたように、私ども一般に、所得税が高いということはこれはもう非常に感じておる。ことに戦前は農村ではほとんど十世帯か十四、五世帯くらいが、しかも地主層が所得税の納税者でありましたのが、今日はいわゆる自作農の大部分、それから小作農といえども納めている人がいる、従いましてこれは何とかして一般的にできるだけ軽減することにしたしたい。これはもう私決して人後に落ちないつもりでございまして、従いまして控除を一般的に引上げる、扶養控除等も全体として引上げる。そうしますと、一番利益を受けますのは農家でございます。これはもうはつきり最近の改正で現われている。納税者の人員の表も御参考にお配り申し上げましたが、最近の改正で一番減つておりますのは農業所得者です。二十三年の三百七十万から、こととしは百三十万前後まで、三分の一ぐらゐに改正の結果失格しておる。これは決して農民だけを目的としてやつたわけじゃないのですが、控除を引上げて

極力所得税を軽くするということは、ことに低額所得者の所得税を軽くするということは、結果におきまして農民が一番利益になる。そういう行き方で行きまして、できるだけ農家の課税を軽くするということは、これはもう私は大賛成であります、そういうことに極力努めておるわけでございします。方向はそういう方向で、手段を選ぶにしてもやつて行くようにしたいというのが、実は私の考えなのでございまして、義務供出の分をはずしますということとは、これは私ども少しどうかと考えておる次第でございします。どうも重大視しております関係上、言葉が少し言い過ぎになるかもしれませんが、その点はどうぞあしからず御了承願いたいと思ひます。

○内藤(友)委員　今の平田さんのお答えに對して関連してお尋ねしたいと思ひます。平田さんのお考えでいきますれば、その通りだと思ふのであります。しかしあなたは、横にゐる東畑さんに聞かされたわけなのですが、食糧の管理制度が今般として行われてゐる。しかもその管理制度のもとにおいて、米価は政府がきめられるまゝにやられてしまふのであります。何もそこに農民の意思が入らない。でありますから、これは一種の國家の仕事で農民がやつておるといふことなのです。なるほど個々の経営にはなつておるか存じませんが、それは形の上でありますして、實質は國の仕事で農家個人々々がやつておるといふことであります。國の仕事なんです。だから植段が安くても泣きの涙で出しておるといふ始末。一つもよそへ米が売れない。管理制度が現にある。そういう意味からい

いますと、この管理制度がある以上は、
 こういうものに税金をかけては相ならぬことだ、私はそう思うのです。根本の考え方が違ふと私は思う。あなたと私の見解は、鉄道のレールのように平行線になつておるのでありますが、私の考えが間違つておるのならば、ひとつ農林省で食糧管理法というものを徹底的に改正してから御議論いたしましょう。この管理制度がある以上は、農民というものは国の仕事をやつておるのです。値段を見られればわかる。笹山さんがうしろにおりますが、これは米価審議会の委員で、七千五百円ではまかりならぬと御答申をなすつたけれども、東畑さんはびたつときめられた。こういう仕事なのです。だから形式は農家の個々の経営ではあるけれども、実質は国の仕事なのです。その国の仕事に税金をとるといふようなことは、古今東西その例がないと私は思ひます。私の考えが間違つておるならば、ひとつ承りましょう。議論しようとは思つておりませんが、主税局長の頭が、まだほんとうに國家の重大な問題に對する認識が欠けておると思ひます。が、どうでございましょうか、ひとつ御所見をお伺ひしたい。

○平田政府委員　もう私の申し上げることは大体おわかりの上でお話のようでございますし、これ以上申し上げますと、また問題を起す危険性がございまして、ので申し上げませんが、今日の食糧政策になか／＼いろいろ難問がある、ということも承知いたしておるのでございませう。義務供出の免税の問題は、私どもにとりましては実に難問である、ということを重ねて申し上げます。御了承願いたいと思います。

○佐藤(副)委員 昨くの言いたいことを内藤委員が申しましたので、ただ私が非常に主税局長にお願いしたいのは、一体大蔵省の役人は、農家の苦しい状態を考えたことがあるかどうかという点が第一点。私の生れた愛知県、海部郡というところは、昔海の底であつたのを、堤防をつくつて米をつくつたという非常に低い地でございます。そこでは排水といふものをつくらなければ水落ちが悪いから、米の生産費が非常にかかる、そこで早稲米の奨励金もあるけれども、そこは早場米といふものはできない。それからそのほかに宮田用水から水を引いて米をとるわけでありすが、そのために用水の費用が非常に高い。しかも海岸の近くでございますから、海岸の堤防を直さなければならぬといふことで、これはみんな百姓個人の負担でやつておるわけでありすが、そういうようなことを考えますと、そんなな先ほど東畑食糧庁長官が言われるような七千五百円くらいの米価では、とて、も百姓は合わない。現在われわれは、少くとも生産者は一万円以上だと思つておりますが、こういう点について、われわれが供出の免税をやれというの、これは決して架空の議論ではなくして、先ほど内藤委員から言われましたように、米の値段は政府がかつてにきめる。今日の日本、自分のつくつたものを政府がかつてにきめるのは、米だけであると思ふ。そういうことを考へて、ひとつ大蔵省の方でも、米の値段を政府の方できめるならば、税金の方もひとつ政府が持つてやるといふくらい、元気があるかどうか、これをひとつもう一ぺん伺いたい。

○平田政府委員　もうあまり多くつけ加えることはないかと思いますが、ただ政府に供出してゐる、それだけの理由で免税するということは、私は理由としては不十分ではないかと思ひます。議論としましては、政府や地方団体の公務員なんかの所得は免税したらどうかという議論は、ずつと以前聞いたことがあるのですが、それもやはり私は、進歩した所得税の体系のもとにおいては不適当だと思ふわけであります、やはり食糧管理にいたしましては、買上げ価格はあくまでも適正を目標にしまして、お互いに努力するといふことが前提になつてゐると思ふのであります。その辺のところはいろ／＼政府と御見解が違ひになると思ふのでございますが、建前としましては、そのようになところではないかと思ふのであります。私どももできる限り食糧政策に協力したいといふことはやま／＼です。ただその方法と程度につきましてはよほど考へていただかないと、これまたさつき申しましたように大きな被害を伴つて来る。そういう点につきましては、ひとつこれこそ私の方から総合的に考へていただきますことをお願いいたしますと思ふ次第でございます。

○佐藤(觀)委員　そこで、これ以上過究しても、主税局長ではお苦しいようだから申し上げませんが、今度の減税で、中小企業者や勤労者の減税は、の表を見ましても相当なものが出て来りますが、農家については、あらかじめよろしゅうございますが、どれくらい減税になるかということについて、少し御説明願いたいと思います。

に、本年度といたしましては、主として勤労所得税の軽減が中心でございます。それで来年度、この次の国会に所得税法の本格改正案を出しまして、その際に基礎控除を引上げる、それから控除控除を引上げる、下の方の税率を引下げる、この法律案によりまして、来年度の七月の予定申告から申告納税者の場合は減税になると思います。その額を今こまかい種類ごとにはまだ計算いたしてないのでございますが、やはりさつき申しましたように、控除の引上げと最低税率の引下げは、農民の負担を軽減するのには相当大きく役立つだろうと考えております。今ちよつとその計算をしたのがないのでございますが、もし必要でございますれば、簡単な概算でございますれば、後ほど計算してお話してもいいかと思いますが、まだ来年度のことでございますので、今はそういう計算をいたしております。

○小川(豊)委員　もう一点お尋ねしておきたいと思いますが、先ほど東畑長官の米価の算定の決定の御説明を受けたのですが、そこでわれ／＼もその主張をしているわけですが、同一労働同一賃金の原則、これについてあなたの方では、雇用賃金を農家の日雇い賃金で計算しておる、これについて私どもの主張している同一労働同一賃金の原則というのは、あなたの方ではそういうことは米価の決定には取入るべきでないというお考えを持つておられるのかどうかということをお伺いしたい。

それからいま一つは、米価はこういうふうにして決定されて、まことに適

正であるという適正の理論を裏づけさせた御説明をされているわけですが、この反面には、農村へ行くと、非常に農業手形の借入れが年々増大しているというところは、とりまなほおさずこれは農村が、ことに米作農家が、非常に窮乏を告げているという事実を示すものであります。こういう点からお考えになると、今の米価というものが適正ならば、そんなに百姓はぜいたくをしていくわけでもないわけですから、そう貧乏しているはずがないと思うのです。それがこういうふうにお考えしている事実を目の前に置いて、この米価というものはたしてこれでいいのかわいのか、この点についてもう一度、あなたはきめられた方ですから、正しいと言わざるを得ないと思うのですが、先ほども安いは思つておるが、ということをお考えになつておるのか、お伺いしたい。

○東畑政府委員 自家労働の評価は、同一労働同一賃金をもつて評価すべしという答申は、米価審議会の専門委員の答申の一部にはなつておるのではありません。これは学問上の非常にむずかしい問題でありますので、私のようなしろうとがこれを批判することは差控えたと思うのでありますが、ただ同一労働同一賃金という原則はございまして、農業労働というものはこれは特殊のものでありますので、農業労働に對比すべきという工業のどういう労働が一番似ておるかということ、こういうことになりまして、なか／＼これはむずかしい問題であります。従つてたゞ／＼都市における製造工業の平均労働というものをとりまして比較で

きるのでありますが、はたしてそれでいいかどうかということも、これまた非常に疑問があります。従いまして政府としましては、自家労働をどう評価するかという問題につきまして、今いろいろ専門の方に御検討を願つておるわけでありまして、実はそういう点がつきりいたしますれば、これは生産費計算というものが堂々と取上げていいと思ひます。そこが非常に製法的な評価でありますので、はつきりと取上げられない問題でありますので、パリティ計算を採用しておる、こういうことを御了承願ひたいと思ひます。

それから米価が、政府で決定いたしましたものが適正であるかどうかということでありまして、私としては適正であるというところを申し上げておきたいと思ひます。安いは高いということになりますと、これは感じもありません、現在の内地米は足りませんで、絶対量が不足しておりますので、現実には、時価ではございせんが、やはりやみ価格が遺憾ながらございまして、やみ価格は必然的に高からざるを得ないのであります。そういうものと比較いたしますと、農民の受ける感じは、非常に安いという感じは当然起ると思ひます。政府できめます米価としましては、適正でないというところは決して申し上げないわけでありまして。

○小川(豊)委員 これは長官としては適正であるとお答えになるほかないと思ひますが、そこで内務委員が申されたように、今農家がなぜこれを安いかというと、この価格というものは、今日の農村の実情からいって、日本の食糧事情からいって、経済価格ではなくしてむしろ政治価格である、

こういうふうにも見えているわけですが、そういう点から言うならば、先ほど内務委員が言われたように、当然もつと高く売るべきものを食糧管理法があるために売れないでいるんだ、そうして農村は窮乏して、農家が急迫しているという現実が出てくるのだから、これに對して課税をすることは無理ではないかということになる。これに對してあなたは先ほどのお答えがあつたのだから、議論したいになつてはまことにどうもまずいのですけれども、この問題はひとつ十分に大蔵省としてあるいは農林省として、農村全体の問題として考へてもらなければならぬ問題ではないか。ことにこういう点を長く継続して行く限りにおいて、農業生産の上昇というところは、私どもには考えられない。こう思つて、この点を考へておる次第であります。どうかこの点についてひとつお考え置き願ひたいと思ひます。

○奥村委員 御答弁はありませんか。——小川君、御答弁はありません。もうあと御質疑はありますか。——松尾トシ子君。

○松尾委員 時間ももう大分たちましたから、簡単にひとつ御質問申し上げたいと思ひます。今回の所得税改正につきまして、私は台所から見たこまかい点を二、三伺つてみたいと思ひます。

税制の建前からいって、基礎控除とか、あるいは扶養控除、勤労控除、今回は特に加えて社会保険料控除というもののわけられておりますけれども、これらの控除の意義と目的と、その算定基礎数字を御説明願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 今の松尾さんの御質問、非常に簡単な御質問のようでございしますが、それはなか／＼むずかしい問題でございまして、実は算術で簡単に出来るものではないことは御存じかと思ひます。所得税において控除をどうするかというところは、やはり私は二つの見地からきめざるを得ないと思ひます。一つは、一般の生活費と申しますか、それがどのような状態になつていくか。もう一つは、財政需要から行きますと、所得税にどの程度収入を必要とするか、この二つの面から考えざるを得ないではないか。その際におきまして、最低生活費を控除すべしという議論が、理論としてはあるものでございまして、その最低生活費というものを、いろいろあつちこつちで検討いたしております。労働者あたりでも最低賃金に関連して検討いたしておりますが、私どももその研究の結果をしようちゅう聞いておるのでございしますが、なか／＼はつきりした数字が出て来るものじやない、非常にむずかしい問題でございまして、従いまして、私ども所得税の控除をきめざる場合に、おきましては、今申し上げました二つの事情をよく調べまして、生活費の状態が前と比べてどうなつていくのか、あるいは今後どうなるのか。普通の世帯でありますれば、どれくらい家計費を使つていくか、独身者の場合でありますれば、どの程度必要であるか。なかなかその家計費の中で食糧費——これは家計費の中の一必要なものじやないかと思ひますが、それがどの程度あるか。そういうこともいろいろ資料によつて検討いたしておるわけでございますが、そういう資料をもとにして算

術式に出て来るのではなくて、これはやはりどうもそのときとしてこの程度は妥当だということできめていく。なおもう一つは、やはり所得税の控除をできるだけ引上げたのですが、財政需要が相当多い場合におきましては、ある程度低い所得層からも税を負担してもらわざるを得ない。一部の、しかも相当有力な人の議論としては、政府の費用は最低生活費の一種だ、必要欠くべからざる費用だ、こういう議論をしていく人もある。これはシャウア勸告のメンバーの中の一で、私もいろいろ議論を吹つかけたこともあるのですが、そういうことを相当堂々と主張している。しかし私は、そこまで所得税の形で行くのは少しどうだろうか。理論的には、最低生活費をできるだけ控除する方向で考へるのが適當じやないかと思つておりますが、しかしそれを具體的に数字で、どうしてだということになりますと、ちよつと簡単には出て来ないわけでございます。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。今回特に扶養親族のうち最初の一人につきまして引上げましたのは、家計費等の実態を調べてみますと、独身者がたとへば世帯を持つことになりまして、やはり生活費が今までよりも非常に余計にかかつて来る。つまり奥さんを持たれたと余計に費用がかかる。それは、その後お子さんが生れるとか、あるいは三人のお子さんが四人になるとかいつた場合の生活費の増よりも、最初に世帯を持つときの方がはるかに費用がふえる。これはたしか統計上も出ていたかと思ひますが、それもございしますので、その点を特に考慮しまして一万五千円引上げる、こういうことを

いたしておる次第でございます。もちろん希望をいたしましたのは、将来もできれば引上げたいところではございませうが、その点は財政需要等の関係もございませうので、やはりそのときの事情に応じて行かざるを得ない。生活費、物価、その他の事情によりまして、そのときとして妥当なものなざるを得ないことを御了承願いたいと思ひます。

○松尾委員 御説明によつてよくわかりました。最低生活費については控除を認めなければならぬことを伺つて、私は意を強うしたのですが、台所から見れば最低生活費というのをちよつとお話いたしますから、お聞きを願ひたいと思ひます。

平田さんは台所をおやりになつたことではないでしうから、少しく私の意見と違ふところがあるのだけれども、私はその基礎控除六万円に対して、実にしろとくさく、奥さんがわかるように別々に意を強うしているのですが、この六万円に対しては、働いて収入を得る御主人個人の食費、並びに家を構成して行く家族全体にかかつている経費、すなわち家賃とか光熱費とか、あるいは地方税の一部、あるいは老後のための社会保険料なども含んで、これに見合ふものになるのが普通だと思ひます。ところで一人の食費なんです、配給米を受けて、外米も白米も一緒にして、よく問題視されました。ゆるるをまけて食べておりました。三食一日最低三十円はかかるのです。これに対する副食費も、おみそやしうゆ、砂糖に至るまでもまけて、最低で一日七十円はかかる。食費として一

日どうしても一人百円かかるわけなんです。そうしますとこれが一箇月三千円になります。家賃は、いわゆる市営住宅という幸運なくじに當つても、小さな都屋代が八百五十円なんです。これはむしろまれで、罰が当たらなければならぬというくらいになつておる。一般の家庭は平均二千円を払つてゐる様子なんです。光熱費とか、電気、ガス、水道なんかも、最低で一千円と見積つておるわけですから、その場合は、電気もしよつちやう暗くしておかなければ、とてもこの千円では足りないといふことになつてゐる。であります。なおこれらを合計しますと、一月に六千七百円かかるわけなんです。ところが、六万円の控除を月割にすると、わずかに五千円で、なかなか足りないといふわけなんです。

次に申し上げたいのは、第一扶養控除なんです。これは今回平田さんがたいへん御自慢で、三万五千円になさるとおつしやるのですが、私はこれは妻のためにあると思ひます。これを月割にすると、わずか二千九百四十円強です。ところが妻も夫と同じように最低生活を営んでも月三千円かかります。家庭の台所ですらや茶碗を洗つてゐるとはいうものの、衣服費も幾らかはかかるという始末で、どうしてもこれは五万円に引上げたいと思ひつてゐます。その五万円という数字は、かねて青色申告の中に入つておりました。あの控除の五万円と見合つても、それがおかしな数字だし、実情に照してこれがいいと思つてゐます。またそのほかにいたしまして、子供なんかは第二扶養控除から、第二、第三は二万円ですか、第四番目は一万五千元

と、現状を維持して行くと言つておりますけれども、子供といふものは比較的小さいときに病氣をよくします。衣類や食糧はかかるものなんです。特に小学校にでも入学すると、学用品などもかかります。ですから、これらは一律に四万円程度をやらなくては子供もやれない。控除は一切最低生活を基礎にすることがいいとおつしやる。それから言へば、こつちやうくつが成り立つたのではないかと私は思つておりました。

それから勤労控除なんです。これはどなたか同僚議員がお尋ねしましたときに、詳しい説明を平田さんはやつておられました。私は勤労意欲の高揚のためにと思つたので、私にしてみてもないつてあるものだと思つて聞いておりました。先ほど申し上げましたように、控除を引上げましたも文化生活などとはおおよそ縁遠いもので、しかたがないから、勤労控除の最高わずか四万五千元、これは働くお父さんのための被服費とかタバコ代とか、そういうものを引いて、残つたものに対しては家族が便乗して文化の、教養を高める一部とする、あるいは突然の不幸にこれを使つておつしやる。別に細かく予算を組んで生活してゐるなかにか骨だと思ひます。ところで、こまかい話になります。銭湯に行つても一回が十二円だ。そうすると、四人家族が一箇月のうち半分銭湯に行つても七百二十円もかかるというわけなんです。私はどう見ても年額夫婦に子供二人で二十五万円はかかると思ひます。ところが今の控除額から言つと、大体十八万円までの免税点

であり、それですとなか／＼困難なので、わが党が言つてゐる二万円程度までは免税にするように基礎控除をつくるというところは妥当だと言ひたいところなんです。どうかこつちやういふ点で基礎控除を七万円に引上げ、第一扶養控除を奥さんのために五万円、子供は一律に四万円、こつちやういふにしたいと思ひたいのです。

それでこれと関連して申し上げたいことは、青色申告なんです。この青色申告にも、控除額を認めたいだけば、実に完全無欠のような申告ができておる。政府が儲けたいのであらう。まことにけつこうだ、これは売上げ代金のふつかけなんといふことをやらなさい、認めてくれる、実にいい。しかしながら、この青色申告を礼儀としてやつてゐる方は、子供が一人くらゐの方で、初めは二、三人あつても、そんなに的確な決定を下されるようないからと思つてやつてゐても、子供の三、四人いる、あるいはもつとふえてゐる人は、控除額が低いために、その控除によつて一人の子供の生計を立てられませんか、その幅だけを売上げからこまかに金額が多くなればならぬ。で、そのこまかに金額が多くなればならぬ。ほど青色申告はやつて行けないという状態に今あるのだと思ひます。ところで、私はこつちやういふ点で一応よくお考えを願つて、七月の申告のときに、もつとこれを引上げていただいて、なおこれは源泉給付所得者にも影響が大きいのですから、もう一度お考えを願ひたいと思ひます。今青色申告のお話をいたしましたのですが、青色申告には五万円の特別控除を認めてゐるはずですが

けれども、これは十八歳未満の人と奥さんは除外されてゐる。ところが中小企業で一番役に立つて働いてゐるのは奥さんなんです。その奥さんが今度上つても三万五千円で、この青色申告の、いわゆる五万円の年額控除を認めてくれた方が一万五千円だけ得なのでどうやらと言ふ。私が言う奥さんのための五万円というのがそこで妥当になつて来るわけなんです。青色申告中、専従してゐる人の五万円は奥さんにも適用していただくようにお改め願ひと同時に、ただいま申しましたような控除の引上げは、それ／＼の最低生活の基礎の上に立つと妥当だと思ひますから、お考えを願ひたいと思ひます。けれども、いかがでございますか。

○平田政府委員 松尾さんの御意見のようでございます。私からお答えするのでもうかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、控除は生活費の状況、財政事情、この二つの面からきめざるを得ないのであります。最低生活費といふものが、今松尾さんのお話のような数字がそれであるかどうか、実は非常に疑問があるのです。簡単に言ひ切れぬ。多数の専門家がいろいろやつておるのでございませうが、人によつて見解の差が山ほどある。従ひまして、今のお話のそれが最低生活費だとして控除するといふことに、私にわかに私の方で賛成するのには、どうも困難でございます。ことを御了承願ひたいと思ひます。

なお今回の案によりますと、独身者の場合は、給与所得者であります。月額六千四百円でございます。勤労控除、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除、この四つを入れますと、月額六

千百円まで免税になるのです。私は、今の状況で言いますと、相当のところまで実は来た、三、四年前の状態は非常に説明するのに苦しかったのですが、ここまで来ると相当のところまで来たと思はれております。それをひとつ申し上げておきます。それから妻帯されますと九千六百九十円くらいになるようです。年額を十二分して目の子算で計算してみましたが、約九千七百円まで奥さんを持たれますとかなりなきます。それ以上の方はそれを控除するわけでございますから、たとえば一万円の収入の場合は、課税所得はたつた四百円くらいにしかならぬということになります。ここまで来ますと、まだ御不満もございませうが、相当なところまで来たというところは御了承願いたいと思つた次第でございます。最低生活費の問題は、議論としてはある程度はつきりしておりますが、実際に計数でいかなるものを最低生活費と見るか、非常にむづかしい問題であります。これをさらにつけ加えていただきたいと思つております。

それから青色申告の問題につきましても、先般吉田さんからも実情に即した御意見がございまして、私もできるだけ簡便化をはかるように持つて行つて普及をはかりたい。ことに農家の場合におきまして、先般申し上げましたが、副収入の記載等につきましても、できるだけ簡便な方法を用いるように、今さつそくひとつどういふふうにするか検討いたしておる次第でございます。そのような方向で、事従者がおられる場合は、少くとも青色申告くらいは、中学校程度を出ておられる人が

がおりますればできるというふうな、めんどうはめんどうなんですが、めんどうをいふのではとてもできないのですが、若干のめんどうを重ねればできるという方向にぜひとも持つて行きたいと思つております。なおその際も、ただいまお話の奥さんを事従者として控除を認めるかどうか、これは確かに一つの大きな問題であると思ひますが、奥さんを認めることになりまして、なか／＼限界がむづかしいのでございませう。いろいろ議論して参ります。サラリーマンの細君といへども、何かしら主人が所得を得るについて、やはり助けになつてゐるのではないかと、つたような議論まで実はいろいろ出て来るのであります。それはそれといたしまして、やはりどの程度従事しておられるか、なか／＼むづかしいと思つておられるのでございませう。従ひましてこの範囲を奥さんにまで拡大するのは、私も今のところどうかと思つておりますが、そのような点もあわせて考慮いたしまして、実は最初の一人につきまして三万五千円といふふうの開きができるだけ少くしまして、そういう面からしまして、先般申し上げた趣旨で、最初の一人を引上げておる次第でございます。なお青色申告者の事従者の範囲等につきましても、この次の機会までによく研究したいと思ひますが、今のところそういう事情であります。○松尾委員 この次の機会に、では最低生活費の政府の方のいわけのこまかい資料をいただけたらけっこうだと思ふのですけれども……それから生活が苦しいというのは、夫婦に子供一人

くらいはこの税金で非常にいいのです。が、子供が多い方のために一つお考えを願ひたいと思ふので、いわけの第二、第三、第四の扶養控除に対してもつと引上げることが必要ではないかと思ふのであります。その次に御ねしたいのは、中小企業、農村、漁村などの税金の問題なんです。これは曲なりにも自己資金並びに金融を受けてやつてゐる仕事で、また業種別によつても回転率数値が違ひます。経営者の手腕によつても利益が違つて来ると思ふのです。それなのに給与所得者のように、初めから収入のきまつた者に対するものと同一所得税法をしくということは、かえつてそこに無理があるのではないかと思ふので、給与所得の所得税と別個に切り離して、中小企業、農村、漁村とマッチするようになつた所得税法をおつくりになつたら適正に行くんじやないか、こういうふうに私は考へてゐるので、それと同時に、これは中小企業者を中心にして御答へ願ひたいのです。が、一体政府の方は、必要経費をどういふわけで、どのように見ていらつしやるかを、この際御説明願ひればけっこうなんです。○平田政府委員 所得税を所得の種類ごとにかちまして課税するという方法には、確かに一つの方法としてあることはあるのではありません。フランスあたりでその方法をやつてゐたのであります。最近ではそれをかえたのです。日本でも分類所得税の考へ方は税率を違へて課税する。その際には勤労所得者を一層軽くしまして、事業所得者をその次に高くしまして、それから資産所得者を一層高くする、こういう税率のつくり方をとつていたわけでありま

す。これは確かに一つの方法であります。が、しかしどうも最近の傾向から行きますと、こういう方法は所得税としてはあまりよくない。やはり所得税はあくまでも各人の所得を適正に計算しまして、それで公平な課税をする。農民も中小企業者も、勤労所得者も、その他の所得者も、所得税の課税といたしましてはやはり所得をあくまで正しく計算しまして、公平な負担をしてもらう。これが所得税としてはいいのだという傾向になつておりました。フランスは多年分類所得税をとつて来たのであります。が、一昨年の改正で実は根本的にかへまして、全部の所得に通じまして、一本の普通所得税と称してありますが、そういう所得税を課税することにしたのであります。しかし、沿革的事情がありますので、勤労所得者は若干軽くしております。私も公平を期する上におきまして、さつき申し上げましたように、勤労所得は、ことに給与所得は、従属的な所得の意味におきまして、ある程度の控除をするというところは、課税の実情を抜きにしまして、理論的に成り立つということをお願いしたものでございまして、そういう点は、もちろん総合して見る場合におきましても、配慮を加へべきでございしますが、あまりばら／＼に所得税をわけてやるというのには、最近の傾向からいたしまして、どうもあまりおもしろくない。世界の大部分は実はそのような方向に向つて来ているのでございませう。従ひまして所得税としましては、やはり私もはなればなれに所得は総合して、同じ所得税法のもとで公平に課税するというシステムの方が一番理想じやないか、所得の小さい者には低く

する。所得の多いものには累進税率で高くする。これが所得税としまして基本的な原則でありまして、世界の傾向は、やはりだん／＼そういう方向に向つて来ているように私も考へておる次第でございませう。従ひまして今おけるという議論も、何か中小企業者の方から出ておるようでありまして、所得税法をそのように持つて行きますのは、私もとしましては少し賛成いたした。ただ事業税とか固定資産税とかいろいろの直接税が所得税のほかにございまして、そういう税を総合しまして、全体としての負担の公平をはからなければならぬ。そういう面から見まして、いろいろ検討の余地はあろうかと思ひますが、所得税としましては、あまり分解しますことは実は賛成いたしかねる次第でございませう。必要経費のことは、これはまたなかなかむづかしい問題で、実は税務行政の大半のむづかしい問題は、収入を調べ、必要経費をよく調べて、どうして引くかということにあるわけで、税法、それから施行規則、施行令、国税庁の通達等その範囲をできるだけ詳細にいたしまして、こういうものは経費で引く、こういうものは経費で引かないといふことを明らかにいたしておるわけでございます。が、プリンスブルは割合に簡単でありまして、収入を得るために必要な費用は引くが、生活のための費用は引かない、これがやはり根本概念でございませう。そういう觀念からいたしまして、それでは一体どういふものが必要経費に該当するかという具体問題になります。なか／＼これもやつた問題が多い。旅費等をどの程度引くか、事実認定の問題とし

ても、なか／＼むずかしい問題がある。極端な話が、これは一例でございますが、文士の方がどこか遊びに行つて小説の種をとるといふ場合に、その遊ぶ費用が必要経費になるからならぬか、これは考へてみますとなか／＼むずかしい問題ではございますが、しかし觀念として、今私が申し上げました觀念で事実をよく調べてきめて行く。營業者の場合でございますれば、仕入れ、償却、なおろし資産の評価、こういう点が非常にむずかしい専門的な問題でございます。しかし幸いにいたしまして、一方会計学と申しますか、会社の経理を中心として、所得なり利益の計算技術が、民間と申しますか、企業体自体としても非常に進歩して来つたところがあるようにございます。法人税は、その意味におきまして非常に技術的に専門的になつておりますが、個人の場合におきましては、めんどうでも將來の方向はやはりそういう技術的に、専門的に妥當なラインにだん／＼持つて行く傾向ではないか。そうして實際計算する際は、先般も申し上げましたように、個々の納税者について収入と経費をよく調べて、これで納税者も申告してもらいますし、役所も査定してきめる。それが原則でございますし、理想でございますが、實際はなか／＼そう行かぬことは御承知の通りでございますので、そういう際におきましては、ある程度調べのつくものにつきましては実査を加へまして、それをもとにして売上げだけ調べて、標準率みたいなものをつくつて推定調査みたいなことをやりまして、所得を推定して課税する、これもいたし方がないと思つております。税法にもそれができるような根拠規定

を置いておりますが、そういう方法もある。その際におきましては、外形的な標準もなるべくよく調べる。散髪屋さんでございますと、たとえばいすの台数が幾らあるか、一日どれくらいのお客さんがあるか、いろいろのことは調べて、それで収入を推定してそれに對しましてどれくらい費用がかかるか、これも標準となるべきものについて調べて、収入に對して幾ら所得があるか、記帳の不十分なもの等につきましては収入だけ調べ、所得を出して課税する、實際におきましては、相当多くの納税者についてこういう方法をやらざるを得ない状態でございます。しかし理想は青色申告等の普及をはかりまして、あくまでも各人ごとに収入と税法の定める経費をつまびらかにいたしまして、それをそれ／＼差引いて、ほんとうの所得を見出して課税して行く、それによつて所得税が進歩した形になるのじやないかというふうに考へておる次第でございます。

○松尾委員 その点よくわかりましたけれども、實際にはなか／＼むずかしいといふことが言えるわけなんです。ところで私が最近申告納税者の中小企業者にあちこち当たつてみたところが、借入の場合の利子とかいろいろ必要経費として当然認められるのですけれども、事實は帳面にのつけれないというのです。たとえば三千万円を高金利、あるいは商売をしていない人から借りた場合、相当の利子をとられていて、これを帳面にのつけれない、利子は必要経費に認められるのだけれども、それを記帳すれば税務署から呼ばれるし、次には加算される、そういうような傾向があるから、出してやらない。ひよつと帳面の上で二十万円、三十万円を運用資金に入れますと、それは旧來もうかつておつたのを出したというので、算定されるときは必ず利潤に入れてあるのです。そういう苦しさとか、あるいは特別の事情がございまして、交際費といふものはあまり認められておられけれども、商売上必要なんです。そういうふうなものと、現に税務署に月々純益二万円ぐらいあるだろうと思つてゐるものが、一万四千円ぐらゐになつてしまふ。こういうたゞの毒な実情を聞いて、私は一応ある線までの売上げ代金を最高額と押えまして、課税額に對する五分とか八分とかいうものをそれらの調整に充てるように、ちやうど勤労控除があるように認めてあげたらどうかと思つたのです。所得税法を別々に制定なさるのがむずかしいし、國際的にそのような方向に行つていらないとすれば、そうしたものの控除を認めてあげまして、それらの矛盾というか、記帳のむずかしい点を調整するようにしたらいかがかと考へてゐるのです。

○平田政府委員 實際問題としてしましては、事實の認定と法規の解釈と二つの面からしまして、なか／＼むずかしい問題がありますことは御指摘の通りでございます。今御指摘の交際費の問題でございますが、これを率直に申し上げたため、自分のための費用が、營業のための費用かわからぬ場合が多いので、昔の税法は、実は家事に關連した費用は差引かないという逆の規定を設けてまして、きつ／＼してゐた。しかしこれはやはり實際に即しないから、最近では營業者が帳面をちゃんと記帳して、つまり青色申告書の場合、交際費もちゃんと記録にはつきりしております場合におきましては、營業に必要だと認める範囲内におきまして、できるだけ認めるといふ考へ方をとつておるわけでございます。實際問題としてしまして小さい納税者の場合に、なか／＼その辺が、遊びのために行つたのか、商売のために行つたのかかわからぬ場合もあるし、實際認定のむずかしい場合が多いかと思ひますけれども、方向といたしましては、そういうものも、ほんとうに營業のための費用だといふことがわかれば、できるだけ引いて行くという方向に最近はずつと進んでおります。なお今のだけれど高い金利の金を借りて記帳しておくと、向うの所得者に迷惑をかける、この問題はありますが、これはどうもいかんとも税法の見地から行きますとやむを得ないのでやはり記帳してもらつておきまして、それで課税すべきところは課税するというふうなことにいたしませんと、いつまでたつても不明朗な徴税になりますので、そのような点もだん／＼税が一般に輕くなるに應じて、やはり隨分ないで記帳してもらふ、そういうことによりまして、借りた方は金利をちゃんと引いて行くといふような方向に行くべきものだと思います。しかしいづれにしても、この問題は簡単な説明では解決しないのであります。なか／＼實際の運用におきましてはむずかしい問題で、年々改善をはかつて行くよりほかにない問題ではないかと実は考へておる次第であります。

○松尾委員 もう一点だけ。先ほど平田さんの御説明の中に、目標額の設定はしないとおつしやつたのですが、現実にやつてゐる。むしろ収益に對して税金を課すというのが本筋なんです、その家族がどんな生活をしてるか、こういうことをまず調べて、あの程度なら二万円、こういうふうによつて、そこから割出して、その上に持つて来て昨年度の税金分をこし払つておきますと、それも加算してやるから、非常にその年に多くの負担になつてつづけてしまふ。言いかえまして、明瞭にしまかざるにこの法律通りにつけておきますと、そのために結局は正直にやつておる人が店を儲けたりするであつて、今やんと堂々と店を張つておる人は、上手にごまかして記帳をうまくしておるといふことになるわけなんです。ですからこういう点も、目標額の設定はやらぬとおつしやつておりますけれども、現実はやつておるのでありますから、こういう点も、高橋國稅庁長官がおいでになりますから、きつ／＼指令を出していただきたい。このごろは自然増収も相當ふえましたし、中小企業者がいつまでも弱体でいたのでは、國の發展にも影響が大きい、こういう事情では確かに税金はとり過ぎておるといふか、こうになるのですから、もう少し税の徴収方面にも、人間味のあるヒューマニズムをもつてやつていただかないかと思ひます。

○平田政府委員 高橋長官からお答えになりましたが、目標額は今申し上げましたように設定しております。これははつきり申し上げておきます。運用につきましては、高橋長官がいろいろ努力しておられると思ひますから、特に申し上げる必要はないかと思ひます。

○農村委員長 次会は来る十三日午前十時から開くこととし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時二十五分散会